

随意契約一覧表

契約日	件名	契約金額(税込)(単位:円)			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	グローバル等の企画提案方式による決定の有無	学歴経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学歴経験者等の市職員以外の者の参加者数
		当初	変更経過	最終(現時点)							
001	令和4年04月01日	消防局人事給与システム保守管理委託(令和4年度分)	10,955,120		10,955,120	消防局総務部人事課	消防局人事給与システム保守管理委託業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
002	令和4年04月01日	(準備契約)令和4年度定期健康診断委託業務(雇人時健康診断を含む。)	予定総額 29,699,322		29,699,322	消防局総務部人事課	一般財団法人 京都工場保健会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
003	令和4年04月01日	消防局本庁庁舎自家用電気工作物法定保安監督業務委託(UPS設備及び中央監視設備・CCTV設備保守点検業務)	6,193,000		6,193,000	消防局総務部施設課	株式会社たけびし	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
004	令和4年6月30日	京都市市民防災センター整備工事 ただし、昇降機設備改修工事	69,300,000		69,300,000	消防局総務部施設課	三菱電機ビルソリューションズ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事		
005	令和4年7月7日	京都市消防局本庁庁舎整備工事 ただし、自動火災報知設備改修工事	29,997,000		29,997,000	消防局総務部施設課	ホーチキ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事		
006	令和4年06月03日	回転翼航空機(JA02FD:あたご)耐空証明検査前整備	38,731,000		38,731,000	消防局総務部施設課	エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
007	令和4年08月22日	回転翼航空機(JA911A:ひえい)耐空証明検査前整備	40,898,000		40,898,000	消防局総務部施設課	エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
008	令和4年08月24日	回転翼航空機(JA02FD:あたご)耐空証明検査前整備(追加整備)	23,364,000		23,364,000	消防局総務部施設課	エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
009	令和4年05月25日	屈折はしご自動車分解点検(北第2消防隊 京都800は966)	26,559,170		26,559,170	消防局警防部警防課	日本機械工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
010	令和4年04月01日	消防業務システム保守業務委託(令和4年度)	17,486,040		17,486,040	消防局警防部情報指指令課	株式会社DTS WEST	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
011	令和4年04月01日	消防指令システム保守業務委託(令和4年度)	87,560,000		87,560,000	消防局警防部情報指指令課	株式会社日立製作所	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号	物品		
012	令和4年04月01日	消防救急デジタル無線システム保守業務委託(令和4年度)	46,197,140		46,197,140	消防局警防部情報指指令課	日本電気株式会社	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号	物品		
013	令和4年04月01日	多重無線回線ネットワーク保守業務委託(令和4年度)	32,907,600		32,907,600	消防局警防部情報指指令課	日本電気株式会社	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号	物品		
014	令和4年04月01日	消防車両車載端末装置保守業務委託(令和4年度)	18,312,800		18,312,800	消防局警防部情報指指令課	日本電気株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
015	令和4年06月17日	消防業務システム(液化石油ガス法)改修業務委託	26,730,000		26,730,000	消防局警防部情報指指令課	株式会社DTS WEST	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
016	令和4年07月21日	比叡山無線中継所非常用電源設備更新業務委託	38,775,000		38,775,000	消防局警防部情報指指令課	NECネットエヌアイ株式会社	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号	物品		
017	令和4年04月01日	救急救命士等に対する医師の指示に関する委託契約	52,382,000		52,382,000	消防局警防部救急課	一般社団法人 京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
018	令和4年06月30日	救急救命士養成事業の委託	18,280,900		18,280,900	消防局消防学校教育管理課	一般社団法人 京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
消防局人事給与システム保守管理委託（令和4年度分）
- 2 担当所属名  
消防局総務部人事課
- 3 契約締結日  
令和4年4月1日
- 4 履行期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
消防局人事給与システム保守管理委託業務コンソーシアム  
（代表幹事）京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
10,955,120円
- 7 契約内容  
人事給与パッケージシステム（システム機器及びソフトウェア）の保守管理業務。
- 8 随意契約の理由  
当該システムは、日本電気株式会社が本市との綿密な協議を重ねて開発したものであり、本システムについて新たに開発された部分に関する著作権は本市に帰属しているが、本システムに含まれる一部のプログラムプロダクト（プログラムの部品）については、同社が著作権を持っており、本市は使用権のみを与えられている。これらのプログラムプロダクトの中には、データ変換等システムの稼動に必要なツール、サーバ運用に必要なツール及び端末側における処理に必要なツールが含まれており、本システムの保守管理に際していずれも必要となるものである。これらについて、システムを開発した日本電気株式会社が排他的権利として有しており、第三者への使用権の譲渡及び賃借を認めていないことから、同社以外が既存の機能を損なうことなく維持・保守を行うことができないため、他者との競争が成立せず、競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、同社が有する著作権を共有するメンバーで構成されたコンソーシアムと随意契約を締結する。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
（単価契約）令和4年度定期健康診断委託業務（雇入時健康診断を含む。）
- 2 担当所属名  
消防局総務部人事課
- 3 契約締結日  
令和4年4月1日
- 4 履行期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区西ノ京北壺井町6-7番地 一般財団法人 京都工場保健会
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）29,699,322円
- 7 契約内容  
労働安全衛生法第66条の規定に基づく健康診断業務

### 8 随意契約の理由

#### （1）委託業務の概要と契約の範囲等

消防職員の健康管理業務について、産業医を中心に各種健康診断等を連携させ、日常の健康管理を始め、消防業務の特性から発生する突発的な健康被害に対応できる体制を構築するため、次の業務を一括して契約し、同一の者が実施することで、各業務によって得られる職場の安全衛生に関する情報を連携させ、当局の安全衛生管理を総合的に推進する。

#### ア 産業医

次の事項を実施する。

（ア）労働安全衛生規則第14条第1項の規定等に基づく事項

（イ）その他当局の安全衛生施策に関する助言及び提言

#### イ 各種健康診断等の実施

（ア）定期健康診断（雇入時健康診断を含む。）

（イ）特殊健康診断（特定化学物質取扱者健康診断、第2種有機溶剤取扱者健康診断）

（ウ）随時健康診断（結核感染検査）

（エ）B型肝炎ワクチン接種に伴う血液検査

（オ）4種（麻疹、風疹、流行性耳下腺炎、水痘）ワクチン接種に伴う血液検査

（カ）心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）及び集団分析

（キ）心的外傷後ストレス障害対策（PTSD）等の心理カウンセリング

（ク）メンタルヘルス面談

（ケ）その他消防業務に起因する健康障害防止に必要な検査

(2) 契約理由（産業医と各種健康診断の連携）

消防職員はあらゆる災害現場において、安全・確実・迅速な活動をする必要があるため、消防職員の健康管理は非常に重要である。そのため、その健康管理を指揮する産業医は、消防業務の特性及び勤務形態等を熟知していなければならない。

また、各種健診業務は消防業務の特性から様々な健診に対応できる健診機関でなければならない。健康障害を予防し、又は最小限にとどめるためには、各種健診や心理カウンセリング等を産業医指示のもと即時に実施し、長期にわたる定期健康診断結果と連携・比較し、メンタル及びフィジカルの状況を判断する必要がある。

以上のことから、消防職員の健康管理は、消防業務を熟知した産業医の指示の下、その要求に的確及び即時に連携対応できる産業医所属の健診機関に各種健康診断を委託する。

(3) 随意契約理由

職員の更なる「こころと身体の健康」の増進や快適な職場環境の形成のためには、健康管理の中心となる産業医の果たす役割が極めて重要である。産業医の資格を有する医師であっても、その安全衛生に関する識見やアイデアの豊富さ、熱意には個人差が大きく、より高い水準で効率的な職場の安全衛生を推進していくためには、識見やアイデアが豊富で熱意に富み、かつ、消防業務の特性に精通した実行力のある産業医を選任することが必要であるため、価格競争である「競争入札」には適さない。

また、選任については、産業医個人の有する能力で比較することが必要となるため、契約内容の履行に必要な能力を比較する「プロポーザル」や、企画した成果物の良否を比較検討する「コンペ」については、医師である産業医が自ら参加することは考えにくく、「プロポーザル」や「コンペ」の方法で選任することもなじまないため、随意契約により契約を締結する。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

次の理由から産業医を選任し、健診機関として同医師が所属する一般財団法人京都工場保健会を選定する。

(1) 産業医の選任理由

消防職員の健康管理については、凄惨な災害現場活動により受ける惨事ストレスの対策が特に必要となる。惨事ストレス対策に有用な情報と知識を有する者は、現在のところ当該産業医のみであって、他の医師を選任した場合は、改めて消防業務の特性など必要な情報を収集し、経験と実績を積み十分な理解を得るまでに相当の期間を要することとなり、その間、惨事ストレス対策の必要が生じても有効に対応することができないこととなる。

ア 惨事ストレスに必要な情報等

惨事ストレス対応のカウンセリングは対象者の勤務実態、健康状況、ストレスの原因となる災害現場活動について、その実情を十分に理解した上で実施しなければ効果が期待できないため、消防業務をよく理解し、惨事ストレス対策を行うことが重要となる。

イ 惨事ストレス対策の可能な医師が希少であること

惨事ストレスに対応できる医師は全国的にも非常に少ない状況であって、全国の各消防本部でもその手法について模索を続けているのが実情である。

ウ 選任する医師の能力等

選任医師は、当局職員の勤務実態、災害現場活動について詳細に理解しており、惨事ストレス対策に必要な情報等を有しており、当局の定期健康診断の結果に基づく意見やストレスチェ

ックの実施、長時間勤務職員に対する面接指導や惨事ストレス対策等を実施している。近年においては、伏見区で発生した大規模火災（京都アニメーション）に出動した隊員に対して、惨事ストレス対策に基づく面談等を実施している。

#### エ 他の産業医との比較

健診機関は、出動等を考慮し、勤務時間中に健診を実施するため、市内に健診施設を有することが条件となるが、市内に健診施設を有する他の健診機関に属する産業医の中に同等の情報を有する者はない。健診機関に属さない産業医についても当局の勤務実態等について詳細に理解する機会を得た医師はいない。

### (2) 健診機関の選定理由

健診機関については、消防業務の特性を十分に理解した産業医の意見や方針を最も忠実かつ迅速に当局の安全衛生に反映させるため、産業医の属する機関とするべきであるが、選任する医師が所属する一般財団法人京都工場保健会は次のとおり、健診機関として健診体制においても選定すべき理由がある。

#### ア 多様な健診に対応

消防職員は、火災・救急・救助現場においては常に危険にさらされている。そのため、突発的な検査に対応でき、かつ、その結果と併せて心身の状況を判断するために必要となる過去の健診情報が管理されていることやPTSD対策等の心身症対策を実施できることが条件となるが、一般財団法人京都工場保健会はこれらの条件を全て満たしている。

#### イ 機動性及び職員の利便性

当局は市内各所に多数の職員を抱えており、災害出動に備えるため、各消防署等へ巡回健診（年2回、春及び秋にそれぞれ3週間で40回以上）によって健康診断を実施しており、一定の期間内に実施するためには相当数の健診車を保有していることが条件となる。

また、感染症対策や惨事ストレス対策を即時に行うことがあることから、市内に各種健康障害に対応できる診療所を有していることが不可欠である。これらの条件を満たしているのは一般財団法人京都工場保健会のみである。

#### ウ 良好な精度管理

一般財団法人京都工場保健会は、公益財団法人全国労働衛生団体連合会が実施している、健診機関の設備・機器、人的体制、健診技術、データ管理、健診後のフォローアップの状況、各種規程などの整備等の健診機能を総合的に評価し、優良な施設を認定する「労働衛生サービス機能評価事業」の認定を受けている。京都府内では、一般財団法人京都工場保健会を含む3施設のみが認定されている。

また、公益社団法人全国労働衛生団体連合会が実施している、健康診断で行われる各種検査の精度が高いものとなるよう健診機関における検査技術を審査・評価する「総合精度管理事業」においても、一般財団法人京都工場保健会は極めて高い評価を受けている。

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
消防局本部庁舎自家用電気工作物法定保安監督業務委託（UPS設備及び中央監視設備・CCTV設備保守点検業務）
- 2 担当所属名  
消防局総務部施設課
- 3 契約締結日  
令和4年4月1日
- 4 履行期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市右京区西京極豆田町29  
株式会社 たけびし
- 6 契約金額（税込み）  
6,193,000円
- 7 契約内容  
消防局本部庁舎に設置のUPS設備及び中央監視設備・CCTV設備の保守点検を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
UPS設備及び中央監視設備・CCTV設備は、消防局の各種システム機器等をはじめ、庁舎内の各種設備及び環境を適正に維持管理するための最重要設備であり、適正な保守点検が必要である。  
点検作業には、設備の構造及び作業手順等を熟知し、点検の結果を的確に評価判定できる技能を有すること、また、機器の故障を発見した際にも、部品調達等を早急に行い、対応できることが求められる。  
点検作業を的確に実施するとともに、緊急時の早急な対応が可能であり、また、作業に伴う停電等の危険を回避しながら点検することが可能な業者は当該設備製造業者の三菱電機株式会社であり、同社の京都市内における唯一の代理店である「株式会社たけびし」と契約するもの。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市市民防災センター整備工事  
ただし、昇降機設備改修工事
- 2 担当所属名  
消防局総務部施設課
- 3 契約締結日  
令和4年6月30日
- 4 履行期間  
令和4年11月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市北区天満橋一丁目8番30号  
三菱電機ビルソリューションズ株式会社 関西支社
- 6 契約金額（税込み）  
69,300,000円
- 7 契約内容  
昇降機設備の改修（更新）工事
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本工事は京都市市民防災センターに設置されている昇降機設備を更新するものである。  
当該施設に設置されている昇降機設備は、昇降路内に設置している機器の取り付け方や、製造技術が製造業者独自のノウハウにて工事されており、他社製品との互換性は保証されていない。  
事故や誤作動等を防止する観点から、当該設備製造者である三菱電機ビルソリューションズ株式会社と、「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号」に基づき、随意契約を行う。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				
直接工事費	1	式	54,660,000	
計			54,660,000	
共通費				
共通仮設費	1	式	1,403,262	
現場管理費	1	式	1,723,081	
一般管理費等	1	式	7,393,657	
計			10,520,000	
工事価格	1	式	65,180,000	
消費税等相当額	1	式	6,518,000	消費税率 10 %
工事費	1	式	71,698,000	



名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
昇降機設備工事	1	式	54,660,000	
計			54,660,000	

昇降機設備工事				
名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
エレベーター設備	1	式	54,100,000	
発生材処理	1	式	560,000	
計			54,660,000	

昇降機設備工事					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
エレベーター設備	1・2号機	1	式	54,100,000	
計				54,100,000	
発生材処理	発生材運搬	1	式	80,000	
発生材処理	発生材処分	1	式	480,000	
計				560,000	

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市消防局本部庁舎整備工事  
ただし、自動火災報知設備改修工事
- 2 担当所属名  
消防局総務部施設課
- 3 契約締結日  
令和4年7月7日
- 4 履行期間  
着工命令から6カ月以内
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市下京区四条通柳馬場西入立売中之町99番地  
ホーチキ株式会社 京都支社
- 6 契約金額（税込み）  
29,997,000円
- 7 契約内容  
自動火災報知設備の改修（更新）工事
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本工事は京都市消防局本部庁舎に設置されている自動火災報知設備を更新するものである。  
当該設備は、機器の取り付け方や、製造技術が製造業者独自のノウハウにて工事されており、他社製品との互換性は保証されていない。  
事故や誤作動等を防止する観点から、当該設備製造者であるホーチキ株式会社と、「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号」に基づき、随意契約を行う。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				
電気設備工事	1	式	19,583,010	
計			19,583,010	
共通費				
共通仮設費	1	式	602,828	
現場管理費	1	式	3,793,092	
一般管理費等	1	式	3,891,070	
計			8,286,990	
工事価格	1	式	27,870,000	
消費税等相当額	1	式	2,787,000	消費税率 10 %
工事費	1	式	30,657,000	









## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
回転翼航空機（J A O 2 F D : あたご）耐空証明検査前整備
- 2 担当所属名  
消防局総務部施設課
- 3 契約締結日  
令和4年6月3日
- 4 履行期間  
契約の日の翌日から令和4年9月13日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都港区六本木六丁目10番1号  
エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社 カスタマーサポート部
- 6 契約金額（税込み）  
38,731,000円
- 7 契約内容  
回転翼航空機耐空証明検査前整備
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
航空機の整備を業務として行うには、航空機製造事業法第2条の2の規定による経済産業大臣の許可が必要となる。  
また、本市が運航する回転翼航空機「AS365N3型」の整備及び整備後の検査の能力については、航空法第20条の規定による国土交通大臣の認定が必要となる。  
さらに、回転翼航空機は機体の特殊性から、機種によって整備に必要な技術が異なるほか、機体部品に関しても航空法において「航空機は、有効な耐空証明を受けているものでなければ、航空の用に供してはならない」と規定されている。この耐空証明を維持するためには、航空機整備マニュアルに定められた期間及び手順に従い点検整備を実施する必要があり、定期点検整備による交換部品や不具合発生等により交換の必要が生じた部品についても、製造者が定める部品を使用しなければならない。  
エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社は、経済産業大臣の許可及び国土交通省の認定を満たす事業場であり、かつフランス国エアバス・ヘリコプターズ社（「AS365N3型」の製造者）が認定する日本国内における唯一の整備工場であるとともに、エアバス・ヘリコプターズ社製機体及び機体部品を購入することができる輸入販売代理店でもあることから、エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社を選定するものである。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
回転翼航空機（J A 9 1 1 A : ひえい）耐空証明検査前整備
- 2 担当所属名  
消防局総務部施設課
- 3 契約締結日  
令和4年8月22日
- 4 履行期間  
契約の日の翌日から令和5年1月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都港区六本木六丁目10番1号  
エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社 カスタマーサポート部
- 6 契約金額（税込み）  
40,898,000円
- 7 契約内容  
回転翼航空機耐空証明検査前整備
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
航空機の整備を業務として行うには、航空機製造事業法第2条の2の規定による経済産業大臣の許可が必要となる。  
また、本市が運航する回転翼航空機「AS365N3型」の整備及び整備後の検査の能力については、航空法第20条の規定による国土交通大臣の認定が必要となる。  
さらに、回転翼航空機は機体の特殊性から、機種によって整備に必要な技術が異なるほか、機体部品に関しても航空法において「航空機は、有効な耐空証明を受けているものでなければ、航空の用に供してはならない」と規定されている。この耐空証明を維持するためには、航空機整備マニュアルに定められた期間及び手順に従い点検整備を実施する必要があり、定期点検整備による交換部品や不具合発生等により交換の必要が生じた部品についても、製造者が定める部品を使用しなければならない。  
エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社は、経済産業大臣の許可及び国土交通省の認定を満たす事業場であり、かつフランス国エアバス・ヘリコプターズ社（「AS365N3型」の製造者）が認定する日本国内における唯一の整備工場であるとともに、エアバス・ヘリコプターズ社製機体及び機体部品を購入することができる輸入販売代理店でもあることから、エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社を選定するものである。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
回転翼航空機（J A O 2 F D : あたご）耐空証明検査前整備（追加整備）
- 2 担当所属名  
消防局総務部施設課
- 3 契約締結日  
令和4年8月24日
- 4 履行期間  
契約の日の翌日から令和4年9月13日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都港区六本木六丁目10番1号  
エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社 カスタマーサポート部
- 6 契約金額（税込み）  
23,364,000円
- 7 契約内容  
回転翼航空機耐空証明検査前整備（追加整備）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
航空機の整備を業務として行うには、航空機製造事業法第2条の2の規定による経済産業大臣の許可が必要となる。  
また、本市が運航する回転翼航空機「AS365N3型」の整備及び整備後の検査の能力については、航空法第20条の規定による国土交通大臣の認定が必要となる。  
さらに、回転翼航空機は機体の特殊性から、機種によって整備に必要な技術が異なるほか、機体部品に関しても航空法において「航空機は、有効な耐空証明を受けているものでなければ、航空の用に供してはならない」と規定されている。この耐空証明を維持するためには、航空機整備マニュアルに定められた期間及び手順に従い点検整備を実施する必要があり、定期点検整備による交換部品や不具合発生等により交換の必要が生じた部品についても、製造者が定める部品を使用しなければならない。  
エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社は、経済産業大臣の許可及び国土交通省の認定を満たす事業場であり、かつフランス国エアバス・ヘリコプターズ社（「AS365N3型」の製造者）が認定する日本国内における唯一の整備工場であるとともに、エアバス・ヘリコプターズ社製機体及び機体部品を購入することができる輸入販売代理店でもあることから、エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社を選定するものである。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
屈折はしご自動車分解点検（北第2消防隊 京都800は966）
- 2 担当所属名  
消防局警防部警防課
- 3 契約締結日  
令和4年5月25日
- 4 履行期間  
令和5年2月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府中央区北久宝寺2丁目2番13号  
日本機械工業株式会社 大阪営業所
- 6 契約金額（税込み）  
26,559,170円
- 7 契約内容  
屈折はしご自動車の梯体部分、油圧駆動装置及び安全装置等の分解点検
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
屈折はしご自動車は、梯体部分、油圧駆動部分、安全装置等が製造業者により設計が異なることから、分解点検は車両独自の専門技術が必要となる。そのため、点検業者は当該車両の設計製造した特定の設計業者にしか実施できないため
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
消防業務システム保守業務委託（令和4年度）
- 2 担当所属名  
消防局警防部情報指令課
- 3 契約締結日  
令和4年4月1日
- 4 履行期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市中京区新町通錦小路下る小結棚町444  
株式会社D T S W E S T
- 6 契約金額（税込み）  
17,486,040円
- 7 契約内容  
システムの障害等による機能停止を未然に防止するために必要なソフトウェアの機能点検、障害発生時における障害発生要因の調査、システム障害からの復旧及び平常時におけるシステム運用に関するサポートを行うもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
当該業務は、現在運用中の消防業務システムの運用に支障を生じさせず、システムの改修や障害復旧作業を行うことを可能とする専門的な知識、技術等が必要である。  
従って、障害が生じた際の復旧作業においては、障害がハードウェアに起因するものか、アプリケーションに起因するものか、OSに起因するものか等について、迅速で正確な判断を行ったうえで、有効な対策を行う必要がある。  
当該システムは株式会社D T S W E S Tが、本市仕様として開発、製造したものであり、障害復旧及びシステム改修等を迅速かつ正確に実施することができる知識及び技術は、当該システムを設計、製作及び施工し、そのプログラム及びデータベース構造等に関する技術情報について熟知している株式会社D T S W E S Tのみが有しており、他の業者では実施することが不可能である。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由



上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
消防指令システム保守業務委託（令和4年度）
- 2 担当所属名  
消防局警防部情報指令課
- 3 契約締結日  
令和4年4月1日
- 4 履行期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地  
株式会社 日立製作所
- 6 契約金額（税込み）  
87,560,000円
- 7 契約内容  
消防指令システムについて、対象機器に対するハードウェア保守、システム障害時の機能復帰及びシステム運営の一部等の保守業務を委託し、当該システムの安定稼働を図るものである。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
消防指令システムは、火災・救急等の災害対応を行う上での基幹となるシステムであり、当該システムに障害が発生した場合、安心・安全な市民生活に甚大な影響を及ぼすため、24時間365日無停止が要求される。  
本委託業務については、現在稼働中の消防指令システムの運用に支障を生じさせず、システムの改修や障害復旧作業を行うことを可能とする特殊技術が必要である。  
従って、障害が生じた際の復旧作業においては、障害がハードウェアに起因するものか、アプリケーションに起因するものか、OSに起因するものか等について、迅速で正確な判断を行ったうえで、有効な対策を行う必要がある。  
当該システムは平成24年度に株式会社日立製作所と契約し、京都市の地理特性等を踏まえた本市仕様として開発、製造したものであり、障害復旧及びシステム改修等を迅速かつ正確に実施することができる特殊技術は、当該システムを設計、製作及び施工し、そのハードウェア及び制御プログラム等について熟知している株式会社日立製作所のみが有しており、他の業者では実施することが不可能であるため。
- 9 根拠法令  
■地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
消防救急デジタル無線システム保守業務委託（令和4年度）
- 2 担当所属名  
消防局警防部情報指令課
- 3 契約締結日  
令和4年4月1日
- 4 履行期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
46,197,140円
- 7 契約内容  
消防救急デジタル無線システムについて、各無線局の点検の実施並びに障害発生時の対応ほか機能保全に関する保守業務を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本委託業務については、現在稼働中の消防救急デジタル無線システムの運用に支障を生じさせず、システムの改修や障害復旧作業を行うことを可能にする特殊技術が必要である。従って、障害が生じた際の復旧作業については、障害がハードウェアに起因するものか、制御プログラムに起因するものかについて、迅速で正確な判断を行ったうえで、有効な対策を行う必要がある。  
当該システムは日本電気株式会社が本市仕様として開発、製造したものであり、障害復旧及びシステム改修等を迅速かつ正確に実施できる特殊技術は、当該システムを設計、製作及び施工し、そのハードウェア及び制御プログラム等について熟知している日本電気株式会社のみが有しており、他の業者では実施することが不可能である。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
多重無線回線ネットワーク保守業務委託（令和4年度）
- 2 担当所属名  
消防局警防部情報指令課
- 3 契約締結日  
令和4年4月1日
- 4 履行期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
32,907,600円
- 7 契約内容  
多重無線回線の機能停止を未然に防止し性能を維持するために、定期点検及び障害発生時における緊急障害対応等の保守業務を業者に委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本委託業務については、現在稼働中の多重無線回線ネットワークの運用に支障を生じさせず、ネットワークの改修や障害復旧作業を行うことを可能とする特殊技術が必要である。従って、障害が生じた際の復旧作業においては、障害がハードウェアに起因するものか、制御プログラムに起因するものかについて、迅速で正確な判断を行ったうえで、有効な対策を行う必要がある。  
当該システムは日本電気株式会社が本市仕様として開発、製造したものであり、障害復旧及びシステム改修等を迅速かつ正確に実施できる特殊技術は、当該システムを設計、製作及び施工し、そのハードウェア及び制御プログラム等について熟知している日本電気株式会社のみが有しており、他の業者では実施することが不可能である。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
消防車両車載端末装置保守業務委託（令和4年度）
- 2 担当所属名  
消防局警防部情報指令課
- 3 契約締結日  
令和4年4月1日
- 4 履行期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
18,312,800円
- 7 契約内容  
車載端末が有する機能及び電気通信等関係法令に定める基準値等の維持並びに設備機器の障害等による機能停止を未然に防止するために必要なハードウェア及びソフトウェアの機能点検、障害発生時における応急復旧等運用体制を確保するための調整及び修理等を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
消防車両車載端末装置とは、消防車両（ポンプ車、はしご車、救急車等）に設置している車載端末装置本体と消防局本部に設置しているサーバ等から構成されており、消防指令システムからの出動司令等を車両に伝達するための装置である。車載端末装置本体の電子地図上には、災害点や消火栓等の情報や病院情報等が表示され、迅速な現場到着及び災害対応、病院搬送のために最も重要となる装置の一つである。  
本件は、消防車両車載端末装置の機能停止を未然に防止し、性能を維持するために必要な定期点検及び障害発生時等の緊急事態における応急復旧体制による保守業務を委託するものである。  
当該システムは日本電気株式会社が開発しており、そのハードウェア及び制御プログラム等については、排他的権利として同社が有し一般に公開していないことから、随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
消防業務システム（液化石油ガス法）改修業務委託
- 2 担当所属名  
消防局警防部情報指令課
- 3 契約締結日  
令和4年6月17日
- 4 履行期間  
契約の日の翌日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市中京区新町通錦小路下る小結棚町444  
株式会社D T S W E S T
- 6 契約金額（税込み）  
26,730,000円
- 7 契約内容  
液化石油ガス法が改正され、令和5年4月1日より液化石油ガス保安業務が京都府知事から京都市長に権限が移譲されるため、消防業務システムに液化石油ガス法の機能追加及び既存機能の改修を実施するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
消防業務システムの改修には、そのプログラム及びデータベース構造等に関する技術情報について熟知していなければならないため、当該システムを開発した株式会社D T S W E S T でなければ、当該業務を行うことは不可能であるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
比叡山無線中継所非常用電源設備更新業務委託
- 2 担当所属名  
消防局警防部情報指令課
- 3 契約締結日  
令和4年7月21日
- 4 履行期間  
令和4年7月21日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8  
NECネットエスアイ株式会社 京滋支店
- 6 契約金額（税込み）  
38,775,000円
- 7 契約内容  
経年劣化している比叡山無線中継所に設置の非常電源整備を更新するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
比叡山無線中継所を含む無線中継所の非常用電源設備は多重無線ネットワークの一部として、消防局本部庁舎における警報表示や始動、停止されるリモート制御など、多重無線を介した独自の監視制御システムを構築しており、更新には当該システムへの接続情報が必要となる。また、非常用電源設備の更新に伴う電源設備の設置には、建設業法上の電気工事の許可が必要となる。  
監視制御システムは日本電気株式会社が本市仕様として開発、製造したものであり、設計図書、接続情報等は、系列会社であるNECネットエスアイ株式会社のみ共有されており、一般公開されていない。  
非常用電源設備の監視制御システムとの接続を行い、かつ建設業法上の電気工事許可を有するのはNECネットエスアイ株式会社のみであり、他の業者では実施することが不可能である。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
救急救命士等に対する医師の指示に関する委託契約
- 2 担当所属名  
消防局警防部救急課
- 3 契約締結日  
令和4年4月1日
- 4 履行期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区西ノ京東柵尾町6番地  
一般社団法人 京都府医師会
- 6 契約金額（税込み）  
52,382,000円
- 7 契約内容  
救急救命士等に対する特定行為の指示を行う医師を1年間確保するもの
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
現場活動を行う救急救命士等が、心肺停止等の傷病者に対する特定行為（処置）を行う際、医師から具体的な指示を受ける必要がある。また、迅速な活動を要する現場活動において、早期に指示を受けることができる体制が確立していることも求められる。救急業務に精通した医師を24時間365日確保し、継続的に派遣することが可能であるのは当該相手方のみであるため契約を締結。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8の記載に同じ
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
救急救命士養成事業の委託
- 2 担当所属名  
消防局消防学校教育管理課
- 3 契約締結日  
令和4年6月30日
- 4 履行期間  
令和4年8月23日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区西ノ京東柵尾町6番地  
一般社団法人京都府医師会
- 6 契約金額（税込み）  
18,280,900円
- 7 契約内容  
救急救命士養成教育に関する事項のうち、医師及び看護師による講義、臨床実習を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
救急救命士法に基づいて実施する救急救命士養成教育には極めて専門的な内容の教育が必要であり、講義及び実習に必要な救急医療機関及び医師等を円滑に確保することができるのが一般社団法人京都府医師会のみであるため。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他